

社会福祉法人指導監査において多く見られる指摘事項
【社会福祉法人運営面】

●役員（理事及び監事）、評議員関連

| 指摘事項 | 指摘内容 | ポイント |
|-------------------|---|--|
| 役員の選任における要件確認について | 理事の選任の際に、各候補者が社会福祉法第44条第4項各号に該当するかどうかを議案書等において明らかにしていない。 | 理事のうちには、次に掲げる者が含まれていなければなりません。 (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 (2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 (3) 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者 各候補者がどの区分に該当するか、議案書等に明記することが望ましいです。 |
| | 監事の選任の際に、各候補者が社会福祉法第44条第5項各号に該当するかどうかを議案書等において明らかにできていない。 | 監事のうちには、次に掲げる者が含まれていなければなりません。 (1) 社会福祉事業について識見を有する者 (2) 財務管理について識見を有する者 各候補者がどの区分に該当するか、議案書等に明記することが望ましいです。 |
| 役員の選任について | 役員の選任議案を評議員会に提出する場合に、役員候補者について理事会で決議していない。 | 役員は評議員会の決議によって選任されますが、役員の選任に関する評議員会の議題及び議案は理事会の決議によって決定します。そのため、役員候補者を理事会で決定し、議案として評議員会に通知する必要があります。 |
| 監事の選任について | 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合に、監事の過半数の同意を得ていない。 | 監事は評議員会の決議によって選任されますが、社会福祉法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、監事の過半数の同意を得なければなりません。 |
| 評議員及び役員の選任について | 評議員及び役員の各候補者が、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係に無いか、暴力団員等の反社会的勢力の者で無いかについて、誓約書等により確認できていない。 | 評議員及び役員の候補者が以下のケースに該当していないか、候補者から誓約書等を徴することにより確認することが必要です。また、重任の場合も確認する必要があります。 (1) 社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しないこと。 (2) 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと。 (3) 暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと。 なお、神戸市ホームページ（各種様式）に「評議員・役員資格等確認書」を掲載しているので、必要に応じて利用してください。 |

社会福祉法人指導監査において多く見られる指摘事項
【社会福祉法人運営面】

●評議員会関連

| 指摘事項 | 指摘内容 | ポイント |
|----------|---|--|
| 招集について | 評議員会を招集する場合に、理事会の決議によって評議員会の日時及び場所、議題等の事項を定め、開催の1週間前までに書面等により通知していない。 | <p>原則として、評議員会は理事が招集することによって開催することになります。そして、理事が評議員会を招集するためには、社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般社団財団に関する法律第181条に基づき、理事会で次の事項を決定する必要があります。</p> <p>(1) 評議員会の日時及び場所 (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要</p> <p>上記の理事会決議に基づいて評議員に招集通知を发出する場合、評議員会の日の1週間前（中7日を空ける）までに发出する必要があります。</p> |
| 決議事項について | 評議員会において、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項以外について決議している。 | <p>社会福祉法第45条の8第2項にあるとおり、評議員会は社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができます。これら以外の事項については報告に留めてください。</p> <p>なお、評議員会における法定決議事項で、代表的なものは次のとおりです。 ※【】内は根拠となる社会福祉法の規定</p> <p>(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任 【選任：第43条、解任：第45条の4第1項及び第2項】 (2) 理事及び監事の報酬等の額 【理事：第45条の16第4項、監事：第45条の18第3項】 (3) 理事及び監事並びに会計監査人の責任の免除 【第45条の22の2、全ての免除：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条、一部の免除：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項】 (4) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 【第45条の35第2項】 (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認 【計算書類：第45条の30第2項、財産目録：施行規則第2条の40】 (6) 定款の変更 【第45条の36第1項】 (7) 解散の決議 【第46条第1項第1号】 (8) 基本財産の処分 【定款例】 (9) 残余財産の処分 【定款例】 (10) 合併の承認 【消滅法人：第52条、存続法人：第54条の2第1項、新設合併：第54条の8】 (11) 社会福祉充実計画の承認及びその変更の承認 【第55条の2第7項、第55条の3第3項】 (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> |

社会福祉法人指導監査において多く見られる指摘事項
【社会福祉法人運営面】

●理事会関連

| 指摘事項 | 指摘内容 | ポイント |
|--------------|---|---|
| 理事の出席状況について | 理事会の出席状況がよくない理事がいる。 | 理事会の役割の重要性に鑑みると、実際に理事会に出席できない者が理事に選任されていることは適当ではありません。社会福祉法人として、欠席が継続している事情を確認し、当該理事に出席を求める等の対応が必要です。 |
| 監事の出席状況について | 理事会の出席状況がよくない監事がいる。 | 社会福祉法第45条の18第3項により、監事には理事会への出席が義務付けられています。監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、実際に理事会に出席できない者が監事に選任されていることは適当ではありません。社会福祉法人として、欠席が継続している事情を確認し、当該監事に出席を求める等の対応が必要です。 |
| 招集について | 理事・監事を選任する評議員会の同日に理事会を開催する場合に、招集手続の省略を行っていない。 | 理事会を招集する場合は1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合は、その期間）までに招集通知を发出する必要がありますが、役員を選任する評議員会の同日に開催する場合は、評議員会で役員が選任されるまでは次期役員が確定していないため、事前に招集通知を发出することができません。評議員会の決議により役員が選任された後、社会福祉法第45条の14第9項の規定により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項の規定により、招集手続の省略を行う必要があります。 |
| 職務執行状況報告について | 理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告について、必要な回数以上行われていない。 | 社会福祉法第45条の16第3項の規定により、理事長及び業務執行理事は3か月に1回以上（定款で規定している場合は、4か月を超える間隔で2回以上）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。なお、職務執行状況報告については、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項の規定により報告の省略をすることができず、必ず対面で行われている理事会において報告する必要があります。 |

●報酬等について

| 指摘事項 | 指摘内容 | ポイント |
|-----------|--|--|
| 費用の弁償について | 理事会等の出席に係る交通費について、実費相当額を超える場合は報酬に当たるが、「費用弁償」として一律金額（実費相当額を超える額）が支払われている。 | 費用とは、交通費、旅費（宿泊費）等の職務の執行に伴い発生する経費をいい、実費相当額を弁償する場合は報酬に当たりません。報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定めるとおり、報酬、賞与其他名称にかかわらず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、実費相当額を超える額を支給する場合は報酬に当たります。役員に対して支払う額が実費相当額の場合は「費用弁償」、実費相当額を超える場合は「報酬」となることに留意し、評議員会の決議により基準を定めることが重要です。 |